

令和 7 年度第 4 回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

議題	(1) 指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果について (2) その他
日時	令和 7 年 8 月 7 日 (木) 13 時 30 分～15 時 40 分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎 5 階 特別会議室
出席者氏名	【委員】 中村委員長、山本副委員長、小山委員、山田委員 【事務局】 (行政改革推進課) 永倉課長、前田主幹、岡崎課長補佐、 佐々田主査、川本主査、千葉主査 (高齢福祉課) 松尾課長、須藤課長補佐、高梨副主査、 花上主事、渡部主事 (公園緑地課) 嶋津課長、大西課長補佐、岡村主事
会議資料	・ 令和 7 年度第 4 回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会 次第 ・ 【資料 1】 指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果報告書【令和 7 年度版】 (案) ・ 【資料 2】 令和 8 年度における指定管理者選定施設一覧
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0 名

会議録

○前田主幹

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はご多忙のところ、令和7年度第4回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会にご参加いただきありがとうございます。本日の議題等といたしましては次の通りです。

1、指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果について、2、その他となっております。

次に資料の確認をさせていただきます。次第の下の部分を見ていただきたいと思います。資料一覧の通り、資料1指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果報告書【令和7年度版】(案)、資料2令和8年度における指定管理者選定施設一覧でございます。

過不足はございませんでしょうか。

続きまして、本日の委員会の成立についてでございますが、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第6条第2項に従い本委員会の4名のうち、皆さん出席でございますので、今回が成立していることを申し上げます。

傍聴は今のところなしということで、それでは会議の進行は中村委員長にお願いしたいと思います。委員長よろしく申し上げます。

○中村委員長

では、引き続き会議を進めさせていただきます。

初めに本委員会の公開非公開については、申請書類を確認したところ、非公開事由に該当する事項がございませんでしたので、本委員会は公開で実施させていただきます。

本日傍聴がないということですので、傍聴なしで進めます。

本日の作業としては、このモニタリングの結果をヒアリングするという形になります。このヒアリングというのは指定管理者の制度の中でも品質管理とか、それから業務とかサービス改善につなげる非常に重要な工程だと思っております。やればいいということではありません。実際に指定管理はお願いしているというスタンスよりも一緒にサービスを提供するという、そういう意識が大事だと思って、今日はしっかりその辺をつなげていくようなモニタリングしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、次第に沿いまして、はじめに議題1について事務局から説明をお願いいたします。

○前田主幹

事務局より、議題1の指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果についてご説明申し上げます。

本市では毎年度終了後に事業報告書の内容、利用者アンケート及び実地調査等を踏まえ、指定管理者における管理業務が協定書、仕様書に基づき適切かつ確実に履行されているかどうか

を評価するため、指定管理業務総括評価票を作成し、冊子形式の指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果報告書として取りまとめて公表しております。指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果報告書につきましては、各施設所管課が提出されたものを取りまとめた段階で適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかの確認を一層強化していくため、本委員会にお諮りしてご意見をいただくこととしております。

また、次年度に選定を控える老人憩の家、ケアセンター、柳島キャンプ場につきましては、次期指定管理者の募集に当たり、委員の皆様からご意見を反映していくため、重点的にご審議をいただく施設となり、この後順番に施設所管課より指定管理者業務総括評価票について報告をいただき、評価を行っていきます。

その後、最後の 20 分程度で来年度選定以外の施設のご審議を行っていただくことを予定してございます。

本委員会でご意見いただきました点につきましては、指定管理者の今後の取り組みに活用いただくため、指定管理者へお伝えしていくとともに、次年度選定の施設については、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果報告書」にも記載させていただきます。

なお、このモニタリング報告書については、本委員会でご意見をいただいた後に必要な修正等を行った上で、市ホームページ等で公表して参ります。事務局からの説明は以上でございます。

最初に老人憩の家、ケアセンターの所管でございます高齢福祉課には、入室していただいています。よろしくお願いします。

○中村委員長

それでは、茅ヶ崎市老人憩の家について、施設所管課である高齢福祉課より説明をお願いいたします。

○松尾課長

老人憩の家萩園いこいの里のモニタリング結果につきまして、高齢福祉課長の松尾よりご説明申し上げます。146 ページをお開きください。

老人憩の家、萩園いこいの里は、茅ヶ崎市老人憩の家条例に基づき、高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図ることを目的に設置しております。

評価結果は、1 実施体制、2 内容水準 3、収支等につきまして、各種法令等を遵守し、その水準に概ね沿った管理内容であると評価しています。

特に評価できる点といたしまして、様々な講座や音楽イベント、映画会など、高齢者のみならず、子供まで幅広い世代が参加できる多種多様な事業を毎月行っております。

事業につきましては、毎年度、多様な事業を行うことで利用者が楽しむことができるよう努めており、開催後に行っているアンケートでも利用者から好意的な感想が多く寄せられております。

多様な事業について、指定管理者が発行している「萩園いこいの里通信」の他、広報紙や市の SNS 等の様々な媒体を積極的に活用し、広報に努めている点も評価しております。

また、利用者懇談会を行い、利用者からの意見や要望を管理運営に反映させており、適切な利用者対応を行っております。

令和 6 年度においては、利用者からの要望をもとに畳の張りかえを行った他、中庭に自動販売機を設置いたしました。

課題となっている点といたしましては、和室については貸し部屋の中で比較的利用率が低く、コロナ前の利用率までには回復できていないことが挙げられますが、施設としては、利用者への案内強化や貸し部屋としてだけでなく、企画事業での活用等も検討しながら改善を図る取り組みを実施しております。

説明は以上となります。

○中村委員長

ありがとうございました。それでは茅ヶ崎市老人憩の家について、ご質問は委員の方からありますか。

○山田委員

最初に些末ですけど、評価の根幹に関わることを教えてください。147 ページの改善すべきとされた事項①の記載です。他にも似たような記載があるので質問します。

改善すべきとされた事項①、「提案内容を踏まえた具体的な目標を設定してほしい」という要望がありますが、担当課としてはどのようなご要望やお願いをしているのでしょうか。そして、それを具体的にどのように目標設定に向けて、受け手と協議をなさったのでしょうか。

回答がどうしても、その参加人数とか利用者数の方によってしまうので、お願いの意図としては、具体的な目標を多様な形で評価できるように、施設について多面的な評価ができるようにということだと思います。その辺り、どのように具体的な話し合いや協議になったのか、教えてください。

○須藤課長補佐

それでは、高齢福祉課の須藤からお答えいたします。

委員おっしゃる通り、具体的な目標値ですが、利用者数や企画事業の参加者数以外の明確な目標設定はなかなか難しいなと市としても悩みを抱えているところではあります。

その中で萩園いこいの里におきましては、この老人憩の家 4 施設の中で一番利用率としては、低い施設であり、またコロナ禍の影響も比較的其他の施設よりも、この高齢者福祉施設につきましては、ちょっと長引いたこともあったものですから、基本的に我々の方で指定管理者と話している内容は、まずは利用率をコロナ禍前の数値まで戻していこうといったところとあわせて、先ほど課長か

らも説明をさせていただきましたが、多様な企画事業をやっていることが特徴として挙げられますので、引き続きそのような企画をしていただいて、そこで建物自体に愛着を持っていただいたうえで、貸し部屋の利用率につなげていこうという話をしているところです。

○中村委員長

他はいかがでしょうか。

○小山委員

ご説明ありがとうございます。2点ほど質問させてください。

2番の内容・水準の評価の提案を求める事項がA評価と、これは素晴らしいと思うのですが、どのようなことを具体的にAとして評価をされたのかという点が1つ、それからもう1つは、総合評価の方で、先ほど課長からもお話がありました高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を、指定管理者に期待することということで幅広い世代の方々の楽しめる場の提供を期待する、若い方とのコミュニケーションの場を取り込むことで、もしかしたら幅広い教養につなげているのだろうと若干推測しております。その辺のことについて、もう少し具体的にご説明をいただきたいです。

以上2点をお願いします。

○須藤課長補佐

それでは、須藤よりコメントさせていただきます。

まず1点目、この提案を求める事項でどういった点を具体的に評価してAとしたのかということにつきましては、先ほどの回答でも少し触れましたが、この萩園いこいの里につきましては、企画事業を毎月、趣向を凝らして、特にこの教養の向上といったところをとらえていただいた上で、例えば能登半島地震の被害状況を写真に収めている方と繋がって、被災地を写真で振り返りながら、防災意識を高めていこうと、そういった取り組みを主催していただいた経緯がございます。

その他にもいろんな角度から企画事業を立案しているのですが、そこを含めて、高齢者に限らずいろんな方が集えるような、こういった企画を立案して開催した上で、世代交流を図っているというのがまず1つ。それだけでなく、萩園いこいの里については、毎年萩園いこいの里まつりでサークルの紹介やゲーム講座、子供が集えるカラオケ大会など、そういったところもかなり積極的に実施しています。

そういったところを含めて、引き続きこの地域に根づいて、いろんな世代にこういう施設があって、こういう活動していたということを知っていただく。これがこの老人憩の家と、特にここはケアセンターを併設しておりますので、ケアセンターで比較的軽度の介護サービスを必要としている方は、まだ自宅で生活をしている方が多いので、そういったところから、いろんな世代を含めた上で、建物の周知を図って、ひいては利用率ですとか、そうでなくても地域と溶け合うような施設になれ

ばと思っております。

こういった取り組みを評価しまして、A としたところです。

○小山委員

もう1点、幅広い世代との交流等が最終的にこの施設の高齢者の教養の向上及び心身の健康増進に繋がるだろうと私も理解しているのですが、その辺のことについてもう少し追加のご説明があれば、ぜひお願いします。

○須藤課長補佐

我々高齢福祉課として、高齢者に対してどういう形のサービスを提供していくべきか考える上においては、どの施設もそうですけど、特にこの萩園という地域につきましては比較的高齢化率が高い地域になっておりますし、そういった中で特にこの萩園いこいの里が位置する場所については、南側に集合住宅があったり、隣に公園もあったりする施設ですので、子供たちが集まりやすい立地条件にはなっていると思っております。

そういった立地条件を生かしながら、隣の公園で遊んでいる子供たちが施設に入って涼んだり、或いは最近自動販売機を設置していただきましたので、その販売機を利用した上で、この1階のロビーの部分で遊んでいたりと、そういったことが起こりやすい状況ではあると考えております。そうした施設の立地や、指定管理者の努力による自動販売機、そういった設備が整ってきたことを捉えながら、多世代の交流を自然に促すような形で、それがひいては子供が来るから賑わっている、賑わっているから高齢者がそこに来て、ちょっと話をしようとか、そういった場がつかれるといいなと思っております。

それが老人憩いの家の貸室にも繋がってくる面もあるでしょうし、もっと言うとケアセンターに介護サービス利用者として来ていただくような形を作ればと思います。ケアセンターはまた後で説明があるかと思いますが、やはりいろんな世代が交流して、一緒に笑いながら、歓談しながらということが認知症予防とか、生きがい創出などの重要な要素だと思っておりますので、なるべく子供世代との関わり合いはより多くの点として作っておきたいなと考えております。

○松尾課長

追加でよろしいでしょうか。

今、とても暑いもので、公共施設等でクーリングシェルターという制度を取り入れております。

萩園いこいの里はクーリングシェルターとしても、近隣の方を受け入れていただいているという経緯があるのと、先ほど須藤が説明いたしました、何かお飲み物を提供できるようなものとご要望いただきまして、今回自動販売機を外側に向けて近隣の方も購入できるような形で設置させていただいております、そういったものをご利用しながら、フリースペースで、お子さんたちが集まっ

て勉強する姿も見られておりますので、そういった点から近隣の多世代の皆さんに広く受け入れていただいていると認識しております。以上です。

○山本副委員長

萩園いこいの家は、多様な自主事業をしていただいている、場所も多世代、子供たちも集まりやすい場所でロビーを使って、いろんなことができているというのが、ここ何年もずっと上手くいっている、その辺については総合評価に書いていただいた通り、そうだなとよくわかります。あとは今までやっていたことに「少し足した」くらいのことをやっている、できれば今までになかったような、SNSを活用していただくとか、もう一工夫考えていただくと、もっとよくなるのかなと感じています。

これについては、特に回答はなくて大丈夫です。

○須藤課長補佐

ありがとうございます。まさにおっしゃる通りでして、高齢福祉課としても、冒頭の回答で説明した通り、利用率が一番低いというのは、事実としてありまして、それはニーズというところもありますし、一概にすぐ上がるかというの難しいとは思ってはいるのですけれども、そういった課題ですとか、あとは1階のロビーも、もう少しうまく活用できるといいなという思いは持っています。

ちょうど一昨年、萩園市民窓口センターが閉鎖となっております。ですので、1階に空きスペースができている状況でございます。そちらにつきましては、別の課でそこに入る事業者さんを募っているのですが、話としてまとまってきましたら、その事業者さんとも良い絡みができればいいかなと思っている、庁舎管理の担当課とは話をしているところでございます。

そういった変化をプラスにとらえて、いい形にして指定管理者とともに一緒に考えていければなと思っております。

○中村委員長

私の方からすいません。

改善すべき事項の②と③ですけれども、これは両方とも改善済みで大丈夫でしょうか。

②の方は、よりよい教育、専門性の教育のところですね。③がいわゆる労働条件の通知書ができなかったのは、書面工夫すると。これ書面工夫でいいと書いてあったので、これは改善されたという解釈でいいですか。

○須藤課長補佐

お答えいたします。

まず③の方につきましては、改善されたと認識しております。②の方につきましては、この企画事

業をいろいろ立案していただいた方がちょうど定年退職ということで、今年度から入れ替わりがあったと聞いております。

そこはこういった改善を要する要素になり得るかとは思っていますが、これまでのモニタリングを通じて担当課で事業者とコミュニケーションをとる中では、引き続き前任者の思いを受け取って、受け継いでいくと話をされておりますし、もうしばらくすると、また今年度の企画事業が始まってきますので、入れ替わりがあっても引き続き事業者の中で対応できるような体制は一定程度取られていると認識しております。

以上です。

○中村委員長

他がなければ、時間的に簡単に指摘事項をまとめていければと思います。今までの発言を聞いていてちょっと整理していきます。

まず、コロナの影響がこの施設は長引いた、影響が大きかった割には、いろんな工夫をしていた、これは評価点ですね。

2つ目、多様な企画を実施しているということで、利用者の向上に繋がっている。これが2つ目、今指摘がありました。

3つ目、提案を求める事項の中で能登半島の写真展等の非常に茅ヶ崎市にも関与できる具体的な効果になるような施策が展開されたと感じました。

4つ目が地域に根づいた幅広い世代の利用、これが促されている点。

5つ目、クーリングシェルター機能の対象施設であるということから、フリースペースとしての活用もされている。

6つ目、ケアセンターが併設されていて、それとの連携活用も可能性としてはある。

それから7つ目、今までよりプラスアルファの何か工夫。せっかくこういう施設なので、今までの踏襲ではなくて、さらにプラスアルファの工夫をしたらどうか、というのが委員会から指摘があった。

それから8つ目が、フリースペースとしての多様性、これをどう行政として考えるかはちょっと宿題かと思います。いわゆる老人憩の家としての利用目的が指定管理ですけども、こうやって多様化すると実は仕様書には入ってきません。

そうすると、行政でこの施設をどう捉えるかは、1回ちゃんと整理しないと、指定管理者に無理なお願いになります。多様性なので、いろんなことやってくださいというと、本来の老人憩の家の目的ではない仕事までやる話になりますので、そこはきちんとプラスアルファやって欲しいのであれば、整理し直して、それができるという仕様書にする必要があると思います。

それから、僕の方からもお願いですが、このような有効的な施設はできれば行政も一緒にこの業務をやるという観点からすれば、行政としての何か支援策、何か工夫をしたらここはもっと活用できるのではないかという支援策。例えば、本当は予算化ができればいいんですけど、なかなか

難しいので、その他、例えば広報の支援など。広報紙で宣伝をしてあげるとか、その他のいろんなバックアップや工夫をしてあげてもいいのかなと。今の短時間ですけど、これだけの意見が出てきました。

ということで、評価については、この中で選ばないといけないのですが、どうでしょう。委員の皆さんでここは入れたらいいというのが、今の中であつたら、ご指摘いただければ。今のものを全部入れると多いので、この中から選んでいく話になりますが、複数は入れたいと思います。どうでしょう。

○山田委員

なかなか全部取り入れるのは難しいですね。文章のつながりを考えると、いくつか箇条書きでまとめるのがいいのだろーと思います。内容的には委員長のおっしゃったことでいいと思います。

○中村委員長

指摘はいっぱいあったのですが、良い指摘に聞こえたので、そういう点では所管課的には指定管理者さんのことを評価しているということですよね。そういう認識でいいですよ。この辺まとめられそうですかね。とめどなく言いましたけれども。

○山田委員

コメントというわけではないのですが、いいでしょうか。

今の発言のポイントになるところをまとめます。本来業務がどこまでかという話はおいておき、本来業務の提案と実施に関するポイントが一つ。それから、利活用を支援する仕組みの対応が一つ。それから、幅広いプラスアルファの要素が一つ。私もその3つは重要な論点だと思っています。

改善点についてはいくつか指摘があるのですが、こちらが具体的に答えを出すものでもないので、アイデアです。こういう委託業務を、その業務の期間に、その団体との関係性の中で、何ををもって本丸の業務の評価軸を整理するが重要でしょう。それから、何ををもってプラスアルファの業務の評価軸を整理するかも大切です。これらは協議のうえで調整し得るところがあると思うので、そのあたりが整理できれば、今の皆さんのコメントは1つのくくりとして考えられるのではないかと思います。

そのため、改善点としては、そういった評価業務を活用しながら、きちんと本来業務、利活用業務、プラスアルファ業務その他諸々の改善点をどう編成し直していくのかでしょう。それらにもう一歩取り組んでいただけるといいのではないかと思います。無理やりまとめると、その4つが指摘事項になるのかなと思います。こんな感じでいかがでしょうか。

○中村委員長

ありがとうございます。私もうまく整理しきれませんでした。そんな感じだと思いますので、よろしくお願いします。

老人憩の家については以上で、審議の方は終了したいと思います。

それでは続いて、茅ヶ崎市ケアセンターについて、施設所管課である高齢福祉課より説明をお願いいたします

○松尾課長

茅ヶ崎市ケアセンターのモニタリング結果につきまして、高齢福祉課長の松尾よりご説明申し上げます。

茅ヶ崎市ケアセンターは茅ヶ崎市ケアセンター条例に基づき、介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的に市内に3ヶ所設置しております。

主な業務といたしましては、要介護者等を対象とする通所介護事業のほか、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言を行っている施設です。

茅ヶ崎市松林ケアセンター、茅ヶ崎市元町ケアセンター、茅ヶ崎市萩園ケアセンターともに、1 実施体制、2 内容水準、3 収支等につきまして、各種法令等を遵守し、その水準に概ね沿った管理内容であると評価をしています。

始めに茅ヶ崎市松林ケアセンターでございます。154 ページをお開きください。

自主事業を通じ地域に開かれた施設としてだけではなく、近隣で開催されるマルシェへの参加や県立茅ヶ崎支援学校との連携など、地域内外のネットワーク拡大や地域福祉のさらなる推進に寄与したことなどを高く評価しております。

今後も柔軟な発想とフットワークの軽さを保ち、住宅地に囲まれている立地を活かして地域に根づき、地域でも存在感のある施設となることで、サービス利用者を増やし、地域により多くの介護サービスを提供していくことを期待しています。

続きまして、茅ヶ崎市元町ケアセンターでございます。156 ページをお開きください。

コミュニティセンターや子どもの家と併設されている特性を生かした、協働事業の実施や施設の管理運営の相互協力、レクリエーションが充実などの取り組みを特に評価しております。

引き続き、併設する施設との相乗効果を高めながら、施設の適切な維持管理だけではなく、幅広い年齢層の地域住民が交流できるような場となって、サービス利用者を増やし、地域により多くの介護サービスを提供していくことを期待しています。

続きまして、茅ヶ崎市萩園ケアセンターでございます。158 ページをお開きください。

外部講師を積極的に招き、ホールウォーキングなど、様々な教養の提供やプログラムを充実させていることに加え、老人憩の家と一体管理という特性を生かした、サービス利用者と地域の幅広い年齢の方が交流する事業実施について、特に評価しています。引き続き老人憩の家と一体管理

である特性を生かし、老人憩の家との様々な取り組みを通じて、建物全体に愛着を持っていただき、通いなれた場所としてサービス利用者を増やし、地域により多くの介護サービスを提供していくことを期待しています。

説明は以上です。

○中村委員長

ありがとうございました。質問の時間に移りたいと思います。

○山田委員

入口の部分からで恐縮ですが、155 ページの 1 番目の案件の松林ケアセンターの総合評価についてです。最後から 2 つ目のブロックのところに、SNS 活用がありますが、これはどのように響いてどのように状況が伝わっているのでしょうか。所管課としてはどのように把握しているのでしょうか。つまり情報発信に関わる場所は、これがどのくらい響いているのか、もう少し詳しく説明していただけますか。

○須藤課長補佐

ありがとうございます。

Instagram につきましては、正直なところ、ケアセンター 3 施設の中では唯一ここだけがやっていて、我々の認識としては、ようやくこの Instagram という新しい媒体にケアセンターも対応していただけになったという印象でございます。

ですので、委員おっしゃる通り、本来どのような投稿がされて、どういう目的で、ターゲットが誰でとかそういった戦略的な部分、当然見据えていくべきと我々としても認識はしておりますけれども、ただ Instagram のフォロワー数は 3,000 程度だったところもありますので、今はこの取組を見守りながら、どちらかという、Instagram も始めて頑張ってもらえるというところをポジティブにとらえて、モニタリングの機会を通じて見守っているという現状でございます。以上です。

○山田委員

もちろん、SNS 活用が高齢者に直接響かないということを指摘したいわけではありません。このような情報活用が例えば家族や親族に多面的に広がる機会があるとすると、それはかなり難しいけど重要な分析につながると思います。また、SNS を活用すると、地域性が少し外れるというか、たとえば、遠くにいる子供世帯が安心して、親の日頃の様子や活動の様子を見ることができるという利点もあります。つまり、広報にとどまらずに、ちょっとお試的な価値で評価していただけるといいのかなと思います。

○中村委員長

この時間は 30 分とっているんで、結構長く質問しても大丈夫です。

○小山委員

よろしいですか。1 点だけ質問というか、教えてください。

まず、松林ケアセンターの全般的な評価の内容を拝見すると、施設管理者が一生懸命努力されて、なお且つ、結果もよいというような印象を施設管理課もお持ちであろうと思います。この総合評価で、主体的かつ積極的に地域課題に向き合い、社会貢献を果たしていることは特筆に値するって最大限の評価をされている。大変すばらしいことだと思います。

私の考えとしては、例えば松林ケアセンターではこういうことをやって、こういう結果が出た或いはこういうデメリットもあったとか、いろいろな結果を他の施設等の管理者と交流、こういうことがうまくいったよとか、いや、こういったことは実際今やっているけど、どうもいまいちかなっていうコミュニケーションは、施設管理者間ではおそらくやっていないんだろうと思うのですが、その辺を取りまとめて、施設管理課がうまく施設管理者に PR をする、或いは課題等を説明することは、今もおやりになってるんだろうと思うのですが、もっと必要なのではないかなと思いますが、その点について聞かせてください。

○須藤課長補佐

ありがとうございます。

情報の共有につきましては、このケアセンターの事業者さんたちそれぞれで連絡を取り合って、特に課題があったり、問題が起こったりしたときに、そっちはどうしているかみたいな話を積極的にされているなというのが我々の印象でございます。

そういったこともあって、事細かなところまでは我々も介入しなくてもいいと認識していますけれども、とはいえ委員のおっしゃる通り、良いところについては、我々としてもケアセンター同士のハブとなって、いい形を広げていけるといいなとは思っております。

実際にまだ始めたばかりですが、昨年度から kintone という共有のアプリを導入して、ケアセンターについては、我々の方とすぐにインターネット上で連絡がとれるような仕組みを作っております。

この仕組みを使いながら連絡をしていったところではあるのですが、今年度につきましてはそういった良い事例を kintone を活用しながら、老人憩の家とケアセンターそれぞれに、我々の手から発信していったら、さらなる好循環がつかれるといいなと考えております。以上です。

○小山委員

ありがとうございます。

○中村委員長

どっちかと松林ケアセンターがハブ的な位置付けになるんですかね。そういうわけではない。

○須藤課長補佐

そうですね。そういうことではなく、お互い同業種ですので、それぞれが日々の運営の中で、自主的にあつちはこう対応している、こっちはこう対応していると、日々の運営に活かしているといった状況でございます。

○中村委員長

どこかが割と一生懸命やっているから、それを周りが真似するっていうイメージでもなくて、それぞれが独立して一生懸命頑張って、それを情報交換しながらやっているという雰囲気ですかね。

松林ケアセンターは Instagram を入れている、他のところも真似して入れようかという動きになる。でも他のところがまた違う動きをすると松林ケアセンターも真似してやる、そんな動きが連携できているっていうイメージでいいですか。

○須藤課長補佐

そうですね。またこういった Instagram を含めて、良い事例を取り入れていこうというところまでは、どこまでできているかは、我々は認識してないですけども、日々困ったことですか、こういう場合はどうしているのかとか、そういった実際のケアセンターの運営に関わることについては、必要に応じて事業者間で連絡を取り合いながら対策をしていることもあると聞いています。

○中村委員長

その辺の情報交換の状況なども市役所の方に情報入ってきていますか。

○須藤課長補佐

そうですね。毎回モニタリングを通じながら、基本的にこのモニタリングは四半期に 1 回ですけど、事業者とのコミュニケーションだと思っておりまして、そこで担当の方でかなり細かに日々の運営ですとか、こういったことがあるといったところは聞き取り、職員間で情報を共有できていると思っています。以上です。

○松尾課長

3 つのケアセンターとも市内で大きな社会福祉法人に受託をいただいております、それぞれの法人にやはり特性があります。

今松林ケアセンターの話が出ておりましたが、こちらは特別養護老人ホームですとか、あと地域包括支援センターなども受託されている社会福祉法人ですが、こちらの会場をお借りして一般の介護予防事業などもやっています。

そうしますと運動の教室ですとか、あと口腔ケアの教室ですとか、あとお食事に関しても、美味しく高齢者の方が食べられるような工夫を、以前から力を入れてやっている法人でいらっしゃるの、松林ケアセンターだけというよりは、法人全体として、そういったことに非常に関心の高い法人でいらっしゃいます。お食事、口腔ケアなどについても非常に関心が高いために、皆様にサービスできているのだと思っております。

また萩園ケアセンターですと、翔の会という障害福祉をやってらっしゃる法人がやっておりますので、そちらは障害の方に関する知識も豊富ですし、あとは高齢者に対する特別養護老人ホームですとか、併設されている保育園なども運営しておりますので、そういったことに関する知見も高くなっております。

それから、元町ケアセンターに関しては麗寿会がやっておりますが、こちらのグループの法人の方で医療機関もございますし、そういった意味で認知症に関する知見も非常に深い法人でいらっしゃるの、それぞれのところが得意の分野を生かしてケアセンター運営していただいていると認識しております。

○山本副委員長

今課長さんがおっしゃっていただいたように、市民としての立場でも3つそれぞれ特色があるなと感じています。松林ケアセンターの総合評価は結構いいことが書いてあるんですけど、それならばもう少しABCDの評価にも反映してもいいのではないかなと感じる部分もあるんですね。

言葉では書かれているけれども、評価票自体はBであるって箇所がかなりあって。実施体制なんかは全部Bだし、維持管理や利用者対応でもBが付く。逆にAが付く箇所がもう少しあってもいいのではないかな、なんでBなのかと感じた。

それから、3つの施設の中で、松林ケアセンターはInstagramを始めたということで、今のお話の中でどうなのかなと思ったのは、作って満足するのではなくて、更新していくということが大事なので、今だと月1回更新、大きなイベントがあったら更新するかどうかくらいなので、そうではなくて、たわいのないことでもいいので、もっと市民の目に触れるような更新の頻度にしていただいて、せっかくやるならもっと活用していただいた方がいいのかなと思います。

○中村委員長

どうですか。所管課コメントありますか。

○須藤課長補佐

ありがとうございます。

Instagram につきましては、そういった提案もこちらからしていきたいと考えております。

評価につきまして、松林ケアセンターはかなりフットワーク軽くやっていると、感じているところです。

今回につきましても ABCD のいろいろ評価がある中で、評価の仕立てとしては B が「良好」の項目になっておりますので、どちらかという A につきましてはその中でも特質して優れているという認識の中で、B であればこちらとしては満足しているという評価として受け止めたうえで、日々モニタリングの評価をまとめてこの年間の評価としているところです。以上です。

○中村委員長

それでは私の方から。まず松林ケアセンターですけれども、ちょっと気になったのは、改善すべき事項で、老朽化や経年劣化ですけれども、これは指定管理者へ市側で、ある程度見通しは示していますか。

○須藤課長補佐

建物の維持管理につきましては、別の公共施設の担当課の方でひとまとめにして、公共施設全体の維持管理計画というものを令和 6 年 3 月に取りまとめているところでございます。

それに則りまして、施設の維持管理につきましては動いていくと認識しております。

またケアセンターにつきましては、各法人の中で建物全体というよりは、各設備の更新を担っていただいておりますので、例えば LED 化ですとか、或いは浴槽の交換ですとか、そういった比較的大掛かりなところについても各事業者さんの方でそれぞれの方針に基づいてやっていただいているという現状がありますので、このような項目が出てきているのだと認識しております。

ケアセンターにつきましては、非常に介護サービス事業者として、事業運営のところが法人としても重要な部分だと認識しておりますので、各方針の中で、それにコストを払っても、これを交換した方が事業が上向いていくと判断された場合には、市と協議の上で実施することもあると、そういった状況でもありますので、ある程度市がコントロールして、建物全体の、或いは設備の維持管理をするところと、法人の事業運営の中で、より良くしていきたいところの 2 軸がある状況になっております。以上です。

○中村委員長

指定管理の契約の中で、例えば何十万元以上は行政、それ以下は指定管理という区分けになっているはずですが。

そうすると、施設で大きい改修が必要なものに行政の責任がある。これはだいたい行政の予算がないから遅れるのですよ。これが指定管理者が一番困るのです。わかっていればいいです。もう

10年無理だとわかっていれば、10年無理だと思って設備投資します。だけど、いやいや、5年ぐらいで何とかなるっていうと、それに基づいて指定管理者は予算を組みます。これは、大体他の自治体を見ても行政側の見通しがわからないということがあって、所管課として一番困る部分になります。

財政が相手だから、その通りにならない。そうすると、いわゆる公共施設の更新計画があるはずですので、加えてもう少し具体的に所管課が財政側と話をして、指定管理にある程度話ができるのであれば、情報公開というか、教えてあげた方がいいかなと思います。

5年無理だよという見通しで、無理でもいいです。要するに、総合管理計画で更新にはなるけれども、いつという明示がされてない場合、多分5年無理ですよと言ってあげれば、そのような形で指定管理者は設備投資します。

それから、契約書で修繕が何十万円と決まっていると、指定管理者側も実は何十万円以下は我々が行うのだけれど、それ以上は行政が行うと思っている。

この辺は、それ以上であっても契約上は話し合いによって、指定管理者がいいと言えれば行っていくはず。そこはよく話し合ってください。

そうしないと線を決めて、これ以上だから行政、それ以下だったら指定管理者、みたいなそんな簡単な世界じゃないはず。そこが指定管理の信頼関係になりますので。

そうすると、指摘事項で安定的な経営を要望していますよね。ここに繋がってくるのですよ。

だから、その辺を指定管理の事情をよく聞きながらやらないと、安定経営といっても何が安定かといったらよくわからなくて、行政の協力がないと安定経営できない場合も結構あるのです。

そういった意味では、経費のかけ方とか見通しを含めて、実は相談してあげないと、この指定管理制度は成り立っていかないので、そこを工夫してあげたらいいかなっていうのは僕の感想です。これが修理に関することです。

それから、元町ケアセンターや萩園ケアセンターも老朽化しているのなら同じ話です。やっぱり老朽化問題っていうのは、結構大変なので、特に老朽化で問題なのは安全性になってきます。このような施設というのは、緊急のときに逃げられない人たちが来る可能性がありますので、もし何かあったときは、指定管理者制度の最終的な責任は行政側にあるのです。指定管理者じゃないですよ。

行政処分権は指定管理者が持っていますけれども、最終的な運営権は行政に残っていますので、何かあったときには行政側に責任がきます。ですから、施設の整備はかなり真剣に考える必要があります。そこは注意していただきたいということです。

それから、それぞれ特色のある事業者さんがやっているとおっしゃっていましたが、例えば、私はちょっと身体障害があるので、あちらのケアセンターに行きたいとなったら希望して行けるものですか。認知症になったら別のケアセンターに行きたいと希望したら行けるものなんですか、どうでしょう。

○松尾課長

介護サービスなので、ケアマネさんにどこのケアセンターに行きたいという意向を示していただいてケアプランに入れてもらえば、そこに通えます。

○中村委員長

この辺は実態として、順番待ちが生じているかどうかは把握していますか。

○松尾課長

今のところ混みあって行けないということはお聞きしておりません。

○中村委員長

その辺はケアマネさんとの意思疎通も出てくるので、そこの連携がかなり重要になってくると思います。結構ケアマネさんは忙しいので、行政との連携に時間を取るのも大変だと思うので、そこをちょっと注意していただければ。

○松尾課長

私どもの課は地域包括支援センターの担当課になっておりますので、基幹型包括というのをやっております、ケアマネジャーともコミュニケーションをとるような体制になっております。

○小山委員

すみません、追加で1点質問と要望をよろしいでしょうか。

元町ケアセンターの改善すべき事項②のところですけど、「地域の居場所として既存の団体にセンターを開放してみたい」とありますが、ちょっと意味が理解できませんので、より具体的にこのことについてご説明いただければ幸いです。

それともう1点ですね、今度は萩園ケアセンターの、改善すべきとされた事項①に書いてあることですけど、「その結果により実績及び目標の数値がついてくるものと考えている」とあります。おそらくこういうお仕事ではその通りだろうなと思いつつ、やはり先ほどお話あったように、この施設所管課の方にいろいろな情報が集まって、それでこういうことをやったら、上手いこといきましたよということを他の施設でも紹介をしてみる。その結果で、さらにその施設が独自にまた次のことを考えるということをおそらく想定されているのかなと思うのですが、僕はそれはとても大切なことだと思うのですね。

そういった意味で言葉が違うのかもしれませんが、施設所管課のリーダーシップで、この施設は基本的な理念ですよというような機能をぜひより強化していただきたい。

これはもう要望ですから、お答えしていただく必要もないものですが、その2点についてお考えを聞かせてください。

○須藤課長補佐

ありがとうございます。

まず1点目のご質問の、元町ケアセンターの既存の団体というところですけど、基本的にこの元町ケアセンターにつきましては、茅ヶ崎駅前にあって、コミュニティセンターと子どもの家を併設している施設でございます。もともとこの元町ケアセンターの指定管理者におきましても、既存団体との連携にかなり力を入れているという特色があると認識しております。

コミュニティセンターと一体的になって、そのコミュニティセンターの事業者とか地域方々と一緒になってやることで、地域に対しても良い印象を持っていただけるでしょうし、またこのケアセンターとしても何か地域に還元できることがないかと考えた上でのこの記述となっているかなと理解しています。

ソフト面においては清掃活動と一緒にいたりですとか、そういったところで地域にコミットしている部分がある施設ではあるのですが、それ以上の活動ということで、ハード面においても活用できればと今は頭に入れているところでございます。

先ほどの要望につきましてもおっしゃる通りだと思っておりますので、努力していきたいと考えております。以上です。

○山田委員

時間がまだあるようなので質問させてください。

155 ページに戻ります。改善すべきとされた事項④で、情報の発信をすることによって市全体の福祉水準を上げられるという点、より具体的な協議や話し合いは進んでいるのでしょうか。これが1つ目です。

○須藤課長補佐

この松林ケアセンターは、かなりいろんな事業者と連携をしていることが特色として挙げられます。

特に茅ヶ崎支援学校との連携につきましては、我々がどうこうしたことでもなくて、指定管理者の方から普段デイサービスで送迎をしている中で近くを通るところだからということもあって、お互いにその建物の近くを送迎で通るご縁から、例えば災害が起こったときに、どちらかの施設の近くにそれぞれのバスがいるとなったときには、そこのMCA無線を借りて報告するなどという相互の協定まではいかないと思うんですけど、お約束をしているところですか、こういった良い連携をこれからも続けていこうといった前向きな協力関係が築けている状況でございます。

そういったことを評価の説明のところで、フットワークの軽さと表現させていただきましたけれども、その中でこういった福祉全体が他分野に波及していくといいと我々としても思っておりますので、先頭をきっていただけるとありがたいなと松林ケアセンターについては考えております。以上です。

○山田委員

おそらく他のケアセンターについても同じ状況だと思いますので、引き続きサポートいただければと思います。より重要なのは、発信された情報を担当課の皆さんがどのようにまとめ、どのように次の福祉計画に役立てるかという部分だと思います。こちらについては、引き続きうまく調整してつなげていただければと思います。

2 番目です。157 ページの改善すべき事項③と連動しますが、このケアセンターでは積極的にボランティアを受け入れているのも評価の対象になっていました。そうすると、現場や利用者からはボランティアサポーターと職員の専門性についての違いなど、具体的に意見や感想が出てきているのでしょうか。

○須藤課長補佐

お答えいたします。

特にそういった懸念はモニタリングの中では確認できておりません。元町ケアセンターにつきましては、事業者の母体でいうと、一番大きいグループになっております。

そうすると、母体が大きければ大きいほど、ボランティアを受け入れやすい、余力も出やすいといったところがあるだろうと認識しておりますし、またその専門的なところにつきましても、先ほど課長から回答した中にもありましたが、医療機関を持っているということもありますので、非常に専門的な知識も全体的な数は高い事業者さんだと思っていますので、あまりこちらとしてもその辺の懸念は持っておりません。以上です。

○山田委員

少なくとも、理解力や福祉の知識を含めたいろんなレベルのボランティアがかかわることが増えてくると思います。その辺のところは、ある程度この要求をするならば、盛り込んで評価をした方がいいのかなと思います。そして、そのボランティアに対するサポート機能ですとか、ボランティアの事前事後の研修ですとか、団体と同様に細かく確認していただけると、他のところにも活かせるのではないかなと思いました。

最後の 3 番目のところの内容についても、これも言葉を捕まえてしまって恐縮ですが、オンライン活用等も含めた積極的な場所と機能の展開を評価なさっています。こちらについても、事務局の皆さんとして、オンライン活用に対する評価は、蓄積があって、きちんと把握されて理解し、評価

がなされているのでしょうか。

他の自治体の話で恐縮ですが、最近聞いたところによると、オンラインの多様な利用を福祉の分野でやっているようです。たとえば、オンラインでの旅行体験のプログラムです。そこに学生ボランティアがかかわり、実況中継をして、それを Zoom でつないで、利用者に観光を体験してもらうものです。つまり、会議だけで使うようなやり方とは全然違って、こういう自由な発想の取り組みは把握が難しいと思います。

こうした情報の整理や把握、それらの評価の仕方は、担当課の中では見込みをもってされているのでしょうか。

○須藤課長補佐

お答えいたします。

福祉現場において、なかなかこういった DX は、そこまで茅ヶ崎市において進んでいるかというと、そんな印象はそこまで持っていないというのが、担当課としての認識でございます。

先ほど申し上げたように、元町ケアセンターにつきましては、比較的母体が大きいグループですので、こういったオンラインですとか、そういった知見が集まりやすく、実施しやすい環境にあるかなと思っております。

先ほどケアマネさん忙しいよねというお話もありましたけれども、なかなか福祉業界の人手が足りない現状もありますので、そういったところも含めて、いかに効率的に専門的な研修を日々業務の合間を縫って行うのかといったところが実際に現場においては重要なのではないかと認識しておりますので、これからどんどんいろんなアイデアですとか、もう前のやり方は変わっていくものと理解しておりますし、うちも介護保険課という介護サービスの担当課とあわせた計画を持っておりますので、そういった評価についても取り組んでいく必要もあるだろうと認識しております。

現状現場としてはおそらくそういった珍しい事例というか、特異な事例とまではいかないまでも、今の介護現場というのが、効率的な運用を求められた上でのこのオンラインという結論なのかなと理解しております。

○中村委員長

今 3 施設でそれぞれの特色あるケアサービスを行っている。いわゆる医療系、それから社会福祉法人系、それから障害福祉系。

こういう施設は、とにかくこの 3 施設一括で運営するところに任せようみたいな話がよく出ます。ですが、今の話聞いていると、それって非現実的ですよ。

それぞれ特色ある事業者さんが、それぞれの業者さんにそれぞれの施設ごとに任せるというのがやっぱり好ましいというイメージを受けたのですが、所管課としてはそういう考えを持っているかどうか。それから逆にそうであれば、この 3 つの分野で足りているかどうか。

もしかしたら、4 分野だったらもう 1 つ施設が必要かもしれない議論になる可能性があるんです。これがやはり行政として一番考えなきゃいけないくて、このケアサービスとしてこういう分野とこういう分野があったとしたら、それをどういう分野の事業者さんに任せたいよね。これが 3 つであれば、3 つでいいですよ、4 つだったら 4 施設必要になるよねっていう議論になる。もしかしたら、2 つの分野だったら 2 施設でいいよねっていう議論になる。

この辺は所管課がきちんとその辺を整理して、例えば議会で質問された答弁できる体制を作るのが大事だと思います。その理論武装はしといた方がいいです。他に何かお考えありますか。

○須藤課長補佐

所管課としては、3 施設ありまして、これから選定に向かっていくわけですが、いろんな特色があることは非常にいいものだとは認識しておりますし、技術的にそういった特色を持った施設運営をこれからも期待したいと思っているところではあります。特段 1 つの事業者さんが例えば 3 施設を運営する可能性も排除してはいないというのが、担当課の受け止めでございます。

施設の数につきましては、デイサービス業界において、他の市と比較した中でいうと茅ヶ崎市は、現在は 70 事業所、市内に民間含めてありまして、要介護要支援 1～2、要介護 1～2 ぐらいまでの方々の人数から事業者数を割り返すと、概ね平塚市と藤沢市の間ぐらいの事業者数になります。それが過剰に充足しているとも不足しているとも思っていないというのは我々の認識でございます。この 3 施設を運営していく中で、これからは高齢化が進んでいく中で、比較的こういった軽度の介護サービスを必要とする方が増えてくると認識しておりますので、当面の間は 3 施設でやっていくのが適切であろうと担当課としては考えております。

○中村委員長

それでは、まとめの時間に入ります。

結構同じようなケアセンターだったので、一括で議論してしまいました。でも本来コメントはそれぞれの施設ごとにコメントしなければいけないがあるので、整理します。

まず松林ケアセンターでいうと、関係組織との連携ですね、これは非常に評価できる点があります。

それから Instagram のような新しい技術、IT 技術の活用も評価できました。

それから、これは共通ですが、情報共有、お互いのケアセンター同士の情報交換をしているのは非常に有効であるという印象を受けました。

それから、特に松林ケアセンターは社会福祉法人としてメリットを活かした事業展開、これが評価されるっていうのがありました。

これは 3 施設にも共通になりますが、評価の工夫を次の評価につなげていただきたい。いわゆる評価が良いところについては拾いきれていない部分がありそうなので、逆にそこを拾えるような

評価の工夫をしたらどうかという意見があったことも付け加えたいと思います。

それから、施設の老朽化に対する方針を、ある程度指定管理者と情報共有をしてはどうかということです。

それから、市民に見える工夫という話がありました。要するに、せっかくこういう施設は市民にとっても非常に安心感のあるサービス提供になりますので、この辺の情報公開の工夫。これは、多分行政側の工夫になると思いますので、そのような工夫をしたらどうか。

それから、この松林ケアセンターについては、管理運営の範囲にとどまらず、主体的かつ積極的に地域課題に向き合い、社会貢献を果たしていることは特筆に値するという非常に高い評価を与えていますので、この辺をコメントしてあげたらいいのではないのかということ。

それから、元町ケアセンターについては、やはりグループ企業としての医療、認知症の特性を生かしたサービスの展開が評価されているというところですね。

それから、コミュニティセンターとの共同体制、これが非常に特質ある施設だということ、これが上手くいっているということ。この辺のいわゆる一緒にできる施設としての共同作業ですね、これが非常に評価されているというのがありました。それがこの施設の特徴だったかと思います。

それから、萩園ケアセンターに関しては、外部講師の招聘のような非常に特化した工夫の施策。これはこれに限らないので、その辺ちょっとコメントしてあげるといいかなというのと、それから、老人憩の家との一体管理、これもこの施設としての特色がありますということで、特に老人憩の家は連携の効果が高いと思われるので、それも工夫が必要だなと。

ただこの施設は障害者対応に特筆した強さがあるので、この辺のケアっていうのは1つの特化をした形でもってくるのもありかなと思います。

これはトータルになりますけど、いずれの施設もケアマネさんとの連携というのは非常に重要になってくるので、行政側もケアマネさんとよく連携してケアマネさんの情報をうまく吸い上げながら適切なサービスを提供する。行政の方も工夫しながら、こちらから得た情報をケアマネさんに渡すってことも大事だと思います。

要するに、モニタリングで得た情報を逆にケアマネさんにフィードバック、ケアマネさんの情報を逆にケアセンターにフィードバックしてあげるというのも役に立つと思いますので、その工夫をしてみたらどうかということです。

以上がコメントですが、他に何かありましたら。

共通の部分と、それから、それぞれの特徴の部分と2つに分かれてしまうのですが、それは上手く工夫してもらえればと思います。

いずれの施設も評価が高そうなので、もし指定管理をもう1回募集するときは、適正な事業者の手が上がるという工夫が必要ですよ。

要するに、募集したときに手を上げたいと思う募集要項がないと困ります。これについては逆に言ったら、今言った手が挙がるってことは競争になりますので、極端な話手が上がらないで、1社

だったら随契で構わないですよ。こういう世界では。この業者じゃないといけない特質があつて、この業者しかいないとなったらそれでもかまわない。それは随契ですよ。

でも指定管理者制度で競争するってことは、競争させて、より良い水準のサービスを求めようと共通で入札するっていう話になりますので、その辺の工夫をするためには、手が挙がる仕組みが必要。ということは、仕様書があつてこれだけやればいいですよという話ではなくて、かと言って、いろんなことやってくださいというレベルだと今度は手が挙がらないのです。

だから、その辺のバランスが必要なので、モニタリングがすごく大事になってくるのです。モニタリングを聞きながら、事業者さんの考え方とか、サービス水準とか経費水準の話聞けるので、行政側にちょっと経費を上乗せしてほしいとか、ここは何とかしてくださいとか、事業者には、行政側も大変なので、もう少し何とかできませんかと協議したりと。

それから自主事業。自主事業って、利益出していいはずですよ。こういう施設であつても利益を出していいので、指定管理者であつても、例えば利益を出してもいい部分というのを作ってあげて、会費制で何か講演会をやるけれども構わないというのは、少し裁量権を与えてもいいかもしれないので、そういう工夫もしてあげるといいかなと思います。

指定管理はどちらかというと、施設管理に集中しますので、施設管理ってどこの会社でもできてしまう。

施設管理会社は幾らでも世の中にあるので、そこが手を挙げちゃって、付け足しでこういうケアセンターのサポートをしますという会社が来るとまずいので。価格競争になると、そういう会社に来てしまいます。だから、逆にサービスの中身をちゃんと提案できるような指定管理者の募集というのは、募集要項の中でちょっと工夫をすること。それから、私が一番大事だと思っているのは、募集要項の中に茅ヶ崎市の意思を示すということ。

要するに、茅ヶ崎市のケアセンターの水準、やりたいことはこういうことで、こういうことを求めるという思想の部分もしっかりと書いてあげて、だから水準がこうですっていうシナリオになりますので、そこを説明できるような資料を作ってもらうことが大事です。これ大変ですけどね。

仕様書が全然前例踏襲じゃなくなってくるので、ちょっとそこは工夫が必要になってきます。だから、私は共同作業と言っているのです。

要するに、事業者との共同作業っていうのは、市役所の思想をやってくれる事業者。ということは、ここの思想が大事で、その思想がしっかりあつて、それをちゃんと実現してくれる事業者がやらないと、価格競争だけで決まって、お掃除しておしまいっていう事業者に決まってしまうので、そのような事業者は避けなきゃいけないと思うのです。

特に福祉系のサービスをやる場所は気を付けた方がいい。他と違うと思ってください。単なる例えば、庁舎管理の事業者だったら設備管理で構わない。でもこういうところは違うので、そういう工夫を仕様書の中でしてあげてください。ちょっといろいろ注文つけましたけど、お願いしたいと思います。

言い放ってすいませんが、これでケアセンターについての評価の方をまとめていただくことになります。

それでは高齢福祉課の審議が終了となりますので、ここで 10 分間の休憩とさせていただきます。ありがとうございました。

○中村委員長

それでは続いて、茅ヶ崎市柳島キャンプ場のモニタリング結果について施設所管課である公園緑地課より説明をお願いいたします。

○大西課長補佐

公園緑地課の大西と申します。よろしくお願いいたします。

それでは 166 ページから 167 ページ、施設番号 22 番茅ヶ崎市柳島キャンプ場について説明いたします。

今回対象となっております、茅ヶ崎市柳島キャンプ場は、平成 24 年に神奈川県より移管をされまして、青少年の健全育成と地域住民の利便性の向上、地域に根差した運営を目指した施設となっております。平成 30 年度より指定管理者制度の導入をしております。評価票 1 実施体制、2 内容・水準、3 収支等につきましては、毎月の業務報告書や四半期ごとの定例会での報告をもとに評価しております。4 総合評価につきましては、自主事業として鯉のぼり政策、餅つき、縁日など年中行事をはじめとした、イベントを積極的に展開している点や近年増加しているソロキャンプへの対応として、サイトの導入等をしている点、市内青少年団体育成の観点から市内青少年団体が利用しやすいように予約開始時期を前倒しするなど、利用者目線に立ったスピード感のある対応と運営をしている点を評価しています。

また新たな取り組みといたしましては、ドッグラン施設を新規増設いたしまして、ペット連れの方が気軽に利用できるようにしていたり、太平洋岸自転車サイクルコース上に柳島キャンプ場があることから、自転車専用サイトの検討を進めるなど、それぞれのニーズに合った取り組みを積極的に展開し、新たな顧客の創出に向け取り組んでいる点についても評価しているものでございます。

今後の課題といたしましては、キャンプブームが以前に比べて下火になっている中で、新規利用者獲得と継続的に利用してもらえるキャンプ場の魅力向上に向けまして、今後どのように図っていくかが課題となっているところでございます。

簡単ではございますが、私の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○中村委員長

ありがとうございました。委員の方から適宜質問させていただきます。

○山田委員

質問させていただきます。

167 ページの期待することの 1 行目、公共施設のキャンプ場という性質について、これはどのように引き受け団体と定義づけをなさっているのでしょうか。つまり、公共施設のキャンプ場の性質とは、公共ゆえにより特徴があるという意味だと思います。これはどのように協議して確認なさっていますか。そして、その拡充を具体的にどのように、これまでの評価反省の中で次へ期待することとして投げられているのでしょうか。これらについて、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○大西課長補佐

民間キャンプ場とは違いまして、公共施設になりますので、元々のキャンプ場の設置自体が青少年の健全育成の観点が強い要素がございます。今やっている取り組みといたしましては、一番下の下段の方にあるのですが、市民の方向けの無料開放であったりとか、例えば市内の中学校の野外体験として無料でバーベキューをやっていただいたりとか、そういうところに力を入れています。

○山田委員

つまり、市民とか市内在住の青少年対象のところに力をかけ、むしろ公平の範囲の中だけでも、優遇性とか、特殊性を出しているところが興味深いです。ですが、166 ページの提案を求める事項の「市内利用者への優遇措置」は B となっています。この評価では割とうまくいっていることになりますね。今のご返答をふまえ、どのように点数というか ABC 評価を付けられたのでしょうか。

○大西課長補佐

現状としましては、先ほど申しました通り、市民の無料開放デーと、中学生の野外体験程度しか見られない部分がありますので、今後期待を込めますと、優良ではないかなとの判断で、現状として問題はあつたわけではないので、良好と判断して B としました。

○山田委員

もう少し頑張ってくださいね、A に向けて頑張ってくださいねというリクエストだということですね。

ただ同時に、ここは引き受け団体が会社組織であるので、そういう自主事業としての収益管理もやってくださいよということでしょうか。

○大西課長補佐

おっしゃるとおりです。

○小山委員

167 ページの評価を受けての今後の取組等についての項目の中で、「新規の利用者獲得と継続的に利用してもらえるキャンプ場づくりを目指す」、これが令和 6 年の評価だろうと思います。その後、令和 7 年度になってその進捗状況というものが、いかななものかというの、もし手元に資料があれば教えてください。

それから続いて、先日オープンした道の駅と連携の云々ということも書いてあるのですが、これはどんなことをイメージされているのかなという、この 2 点についてお願いできればと思います。

○大西課長補佐

まず道の駅につきましては、道の駅運営事業者と柳島キャンプ場の運営事業者で定期的に会議を開催させていただいております。

そこで今後どのような形にするのかをまさに検討しているところでございます。

どういうふうな形になるのか正直わからないのですが、イメージとしては道の駅を利用した方が、そのままキャンプ場に泊まっていたりとか、逆にキャンプ場に泊まっていたり、そのあと朝食を道の駅でとっていただいたりとか、相乗効果をねらうような形でいろいろ考えてはいるのですが、まだ具体的に定まっている状況ではございません。

○小山委員

あと利用者新規獲得の進捗状況、あるいは今年度に入つての実績を、先日津波もありましたから大変だろうとは理解していますが、どうだろうか。国有林の中の施設でもあるので、大変厳しさもあるとは思いますが、その辺の進捗状況をプラスの方向に行っているのであればぜひ教えてください。

○大西課長補佐

年度当初に計画を立てるのですが、現状の計画と比較しますと 80%の達成率となっております。

主な要因といたしましては、キャンプなので天候に左右されることが非常に多いので、例えば一番稼ぎ時の土日に雨が降るとか、先日の津波の話があるとやっぱりお客様も来場されないことがございますので、そういうところが主な要因というのは聞いています。他はやっぱりキャンプブームが若干下火で、来場者数が減っていると報告は受けております。

○小山委員

ありがとうございます。

○山本副委員長

こちらの評価には入っていないのですが、キャンプ場は駐車場が少なく、車で来て駐車するのに、細い道のところで一生懸命縦列駐車して、団体で来てみんなが1台ずつ乗ってきたら駐車できない。泊まりでなくて日帰りでバーベキューするとか、大人数で使うときは、駐車することが大変だという印象が使う側としてあります。

今道の駅ができて、車をそっちに駐車できるとか、そういう形で相乗効果というか、少しでも利用しやすくなると期待できるのかなと思うのですが、その点は所管課としてはいかがでしょうか。駐車場問題は改善されていますか。

○大西課長補佐

駐車場問題につきましては、キャンプ場の北側、先ほどおっしゃったように縦列で駐車するところですが、やはり駐車場は不足していると感じます。恒常的ではないのですが、一時的には不足していると報告もされていまして、所管課としましては、キャンプ場の西側に一部未舗装の部分があるのですが、そこに十数台ほど停められそうなところがありまして、県と調整を図っているところがございます。

それでも十台程度なので、例えば北側の駐車場の片側が縦列ですので、両側とも縦列ができないとか、柳島の下水処理場は月曜日から金曜日までの営業なので、鍵を共有させてもらって土日だけでも利用させていただけないとか、投げかけをしています、具体的な回答はもらっていない状況となっています。

やはりスポット的に満車になることが多いと聞いておりますので、その時期だけでもちょっとお借りできないかと調整を図っているところです。

道の駅につきましては、駐車場は無料かつ24時間空いているので、実際には駐車してしまう可能性はあるのですが、施設所管課としては、そこは道の駅の駐車場なので、なかなか表立って使ってくださいとは言いつらい状況もございます。あくまで道の駅を使ったその流れに使うのであればいいのかもしれませんが、なかなか表立って使えますとは言いつらいところがあります。

なので、今言った下水処理場のところと、未舗装の部分について駐車場を拡大できればと思っております。

○山本副委員長

やはり1家族に1台は車に乗ってくるし、せっかく利用者を増やすために、あんなにイベントを頑張ってくれても、場所的に歩いていけるような場所ではないので、お子さん連れなら余計に車に来る人が多いと思います。市内の人が使うにしても、車というのがネックになっているのがここ何年ずっと改善されていないというのが、私は一番問題じゃないかなと。きっとこの事業者だけで解決できることではないので、うまく所管課の方で、車を何とかできると利用が増えるのではないかな

と期待しています。

○大西課長補佐

西側につきましては、概ね駐車場として利用できるんじゃないかと思うので、10 台程度は増やせるはずです。あとキャンプとして利用してない部分とか、木が生い茂っている部分につきましても、車の乗り入れができないかと県と調整しているのですが、森林法が結構厳しくて、松が生えていなくても根を痛めるということで、車の乗り入れ自体の制限が厳しくて、課題もあるんですが、せっかく来たいという思いがある方に対して、駐車場が不足しているから利用できないというのは、せっかくの獲得の機会を逃すことになるので、そこは前向きに検討していきたいと思います。

○中村委員長

私の方から、まずこれは、公営じゃないとだめですか。民営と考えたことはありませんか。

要するに、一般的にこういう施設は民間ができるようであれば、原則民間が経営する。公共がやる意味はあるかどうかという判断です。最初に神奈川県から移管されたと聞いたので、その辺が影響していますか。民設できない理由が何かありますか。

○大西課長補佐

おそらく、底地に松をちゃんと生育するための森林法の網がかかっているので、民間がそこで運営するというのは、許可が出ないと思います。

あくまでもともと県がやっていて、今は市が運営しているから森林法があってもキャンプをやっていいという許可が出ているのであって。

○中村委員長

移管されても森林法の網がかかっているエリアだから、公営じゃないと基本的にその土地は使えない原則がありますってことか。

○大西課長補佐

そういう可能性があります。

○中村委員長

そうすると、民設民営は基本的に法の規制があってできないのかな。そこはしっかり調べてください。

そうであればもう 1 つは指定管理からもう一步進んだ、コンセッションということができないかということ。指定管理はどうしても仕様書があって、行政のある程度の範囲での業務をやる話になって

しまう。とすると、私からしてみると、コンセッションっていう形で裁量権を広げてあげて、極端な話、道の駅が運営できないかっていう発想ですよ。

1年間一緒になって運営してみれば一緒に運営を考えるし、駐車場どうしようか、じゃあ道の駅の駐車場を使えばいいよという話になれば、一気に解決する可能性があるんで、そういうことも考えられないかなと思いますでしょうか。

○嶋津課長

こちらの施設ですけど、私達の方から負担金は払ってなくて、自立してやってきております。

それと道の駅の駐車場ですけど、こちらは道路法に基づく施設になりますので。

○中村委員長

駐車場は国交省の補助金か。

○嶋津課長

そうですね。道路法に基づいて駐車場を作っておりますので、そこをキャンプ場のお客様のために開放するというのはちょっと違うハードルがあるかと思っております。

○中村委員長

そうすると下水処理場ぐらいしかないのか。その活用かな。

私からしてみると、もうちょっと民間の工夫が入れられないかなと思っていて、逆に言ったら自立できているのだったら、民営になるのです。キャンプ場なので、事業形態からしたら民営だよ。これを法律があるから公営じゃなきゃいけないというなら、民営の発想でここを運営するという発想かなと思って。

だから、行政が指定管理で任せるという発想じゃないです。もう民営でやるけれども、行政が民間の経営するキャンプ場をやりたいというような発想じゃないといけないので、所管課が商売してください。要するに儲けてください。

逆に指定管理料のキックバックをいっぱいもらって、駐車場の買収費用ぐらい稼ぐぐらいで構わないと思います。そういう発想だと思う。

だから公営の意味というか、民間ができる世界に行政が入っちゃっているので、だとしたら、今の森林法の制限の中でどれだけ民間に任せるかと工夫する。私は指定管理じゃないなと思ったときに、コンセッションを1回検討したらどうかと思ったのですけど。ちょっと1回検討してみてください。宿題になりますけど。

○嶋津課長

では、この件に関しては検討させていただきます。

○中村委員長

行政改革推進課を通して、いろいろ聞いていただければ、アドバイスをします。

結構ややこしいので。底地がそういういろんな制限があると、国の法律の制限がかかっているの、そういうものを切り抜けながらという話になると、結構難しいです。下手するとトップ審査になる可能性がある。

そのぐらいの発想で取り組む話かなと思います。想像するに、ここの施設は人気ありますよね。だとすると、もっと使ってもらえるように工夫できると思います。

○大西課長補佐

ちょうど今年の4月から所長が変更となりまして、相手方の会社ももう少し工夫ができないかということで、新たに所長を変えたとお話もいただいているので、それも踏まえた上で市としても、保安林の管理区域と、保安林の管理区域外というのが一部あるので、その管理区域外であれば、一定程度制限も解除される中で、いろいろ取り組みができますので、その中でも何かできないかということで、具体的にドラム缶風呂とか、五右衛門風呂とか、そういうのも一時的にやってもらっているですし、収益も一定程度稼げると思います。

○中村委員長

いい考えです。そうすると私の発想だとコンセッションですね。

コンセッションやって、もうまさに独立採算でやるので、投資もしてもらってという発想です。それを行政がやりましょう、所管課が商売する。そのぐらいの発想でいいと思います。

それでは、まとめに入ります。

基本的に公共施設のキャンプ場の位置付けを明確にして、そのメリットを活かす必要がある。

対外的に見ると、ここは民設民営でもかまわない世界なので、こういう制限があるから公営でやっていますと、ちゃんとそこが説明できるようにしてください。そうしないと民業圧迫に見えてしまうので、そこはちょっと工夫していただく必要があるかなと思います。

それから、駐車場は委員からご指摘がありました。これは指定管理者では対応できない世界なので、行政の助けと工夫が必要です。大きい投資はできない、駐車場の敷地が確保できないとすれば、所管の関係課と調整しながら下水処理場の空き時間だとか、鍵の自由を工夫しながら、スペースを増やすなどの工夫をしないと、駐車場の問題がちょっと大きい課題になっているなどというのがあります。

それから、概ね管理はできているけれど、私の評価から見ると、ほとんどがBという評価なんで、Aが2つしかなかったということになると、一応標準はやってもらっているけども期待する以上のこ

とをやってもらっていないという話になるので、私からしてみるとこの業者は、継続してやってもらわなくてもいい事業者になるのです。もっと工夫するキャンプ場事業者は全国にうじゃうじゃいるので、やりたいところはいっぱいあります。

そうしたら、もっと指定管理の裁量権を広げる、例えばコンセッションだったらもっと裁量が広がるので、もっと自分で商売して儲かる世界があるよねって思わせないと手が挙がらないので、そういう工夫が募集の時に必要かなと思います。そうやって仕様書とかコンセッションみたいな形を作り上げて、あなたのところにはもっと収益が出ますよと提示してあげると、多分面白いのが来ると思います。横浜の横の港あたりでこれをやっている事業者ありますから。

そういうところは興味を持ち始めると必ず来ますから、そうすると評価が軒並み A になる事業者さんに来てもらうという工夫が必要かなと思います。

もしくは、これ B という評価が低すぎて本当は A だけど B にしちゃいましたというなら、いいですけど。

だとしたら、次に設定するときはこの B という評価事業者ではなくて、A の事業所を選ぶ。というのを仕様書の中で工夫することが必要かなと思っていますので、そこは所管課が汗流してくる話になるので、必要だったらいろんな情報提供も言っていただければしますから、遠慮なく言ってください。

あとちょっと気になったのが、保安林のメンテナンスですよね。保安林については、今後は県や国との調整が必要となると、これは事業者ではできない世界なので、やはり行政が間に入ってあげて、適正な保安林安全、特に事故があったときに責任は指定管理者制度というのは最終的には行政にきます。とすると、そこはちゃんとしたメンテナンスをしているか、していないかが問われるので、ここは財政と喧嘩してでも予算を取ってもらってください。ある程度のメンテナンスをしないと、特にこういうところは事故が起きやすいところなので、頑張っていたきたいなと思います。

調整が必要であれば国との調整をやっておいて、例えばもう少し様子を見るっていうことが判断されたらちゃんと記録を残しておく。

国から、県から、そういう回答がありました、と残しておかないと市の責任になってしまいます。市はちゃんと要望してこれは問題ですって指摘をして、ちゃんとやるべきことをやっていたということは、こういう指定管理ではすごく大事だと思うので。

コンセッションだともうちょっと民間によりますから。保安林の管理も民間に寄せることが可能になりまして、ちょっとその辺もいろいろ考えていただいていいのかなと思います。そこはお願いしたいと思います。

それから自主事業。結構コラボとか具体的な提案がありました。こういうのは、さっき言ったビル管理業者じゃ多分駄目ですよ。

A という業者でがんがん自主事業をやって儲かる仕組みをやるという事業者を選定する工夫が必要だと思いますので、ちょっと辛口のコメントになりました。

これで公園緑地課さんの審議を終えたいと思います。皆さんありがとうございました。

○前田主幹

それでは公園緑地課の審議は終了となります。ありがとうございました。

○中村委員長

では先ほど来年度選定が予定される施設の評価については終了しましたが、資料1に掲載されその他の施設にて委員の皆様からご意見ありますでしょうか。

○山田委員

コメントというか、よくここでも指摘がありますが、所管課によっては、指摘事項が同じだったり、施設が違うのにコメントが変わっていなかったりするところが散見されました。改善事項も同じキーワードが繰り返し使われている場合があります。例えば、北部にあるスポーツ公園でも塩害対応に関する指摘がありました。実際に、北部にも塩害はあるのでしょうか。こうした点は、きちんと個別に対応すべきですし、整理して評価した方がいいのではないかと思います。

○山本副委員長

それこそ先ほどAが少ないという話をしていましたけど、全部Bというのもすごくあって、Bは「良好」だから悪くはないけどという評価を漫然とつけているのではないかなという印象を受けてしまうくらいB評価があまりにも多いです。事業者側からしても自分たちはあまり評価されていないと思うし、外から見ても「良好」とであつたら、良い事業者とは思えない。ある程度良いところは良いという、Aをしっかりと評価してあげないと、誰がやっても一緒なのねと捉えられてしまう。評価の部分でも所管課が同じような文言を使っているのも、もっと個々にきちんと向き合って、モニタリングって指定管理期間の成績表なので、自分のこどもの通信簿がオール3で紋切の文章が書かれているのと同じだと思います。それだともらった親も嬉しくないし、それと同じような形で報告が散見されるので、もう少し向き合って評価してほしいなと感じました。

○中村委員長

ありがとうございます。

僕の方からですけど、かなり施設の老朽化を指摘されているところがあります。これは先ほど言ったように、施設の老朽化に対しては、いわゆる大規模修繕が必要なものについては行政の責任になっているのです。

これが財政の都合でできませんというのは、行政の勝手な言い分です。指定管理という形を出すのであれば、基本的にちゃんとした形で施設の引き渡しをしないといけないという責任があります。

これは財政を説得してください。もし民間だったら、施設の不備で事故が起きると、民間は本当につぶれます。責任問題で。行政だから許されることはありません。

だから指定管理を出すということは、施設に対して行政側が責任を持つということに繋がりますので、基本的にさっき言ったように財政的に無理であれば、その辺を指定管理者に、この施設のいわゆる大規模修繕のある程度の計画を開示してあげることが必要になります。

だから個別計画で、例えば5年後に改修予定です、10年後に改修ですと書いてあっても、実はもうちょっと先になるのだったら、先になると言ってあげないと、向こうはそのつもりで計画を立てて受託をします。それが必要です。

それから、指定管理の場合、制度としては、例えば10万円とか20万円より多い場合は行政、それから下は指定管理というように普通は契約書になりますけれども、必ずしもそれが絶対ではありませんので、相対でいろいろ相談しながら決める話があるので、そこは逆に言うと契約書だけに縛られないでお互いの意思疎通の中で決めるという世界ができる契約になっているはずです。契約書はそういう書き方をしているはずです。

だからそこをちゃんとうまく運用すれば、ガチガチではない世界はできますので、そういう工夫をしたらどうかと思います。

それから特に例えば、20ページのシルバー人材センターがやっている幸町第2自転車駐車場の30年以上経過しているサイクルラックとかね。

これは事故に繋がる可能性がありますから、配電盤とかこの辺はちゃんと直すものは直すっていう形で、幾つかの箇所で散見されるので、これはしっかり行政の責任でやらなきゃいけない。これをやりたくないのであれば、もう基本的に民営ですよ。やりたくないのであれば、民営して、任せましょうって話。できないのだったら、行政が責任を持ってやらなきゃいけない。

あともう1つ散見されたのが、例えば幸町の第3自転車駐車場なんかもそうですけども、収支計画書の中の会員の給料の人件費で、これが本部経費の区分が見えないっていうのが、これは前の委員会でも指摘しましたよね。

本部経費というのは非常に曖昧になるので、この辺がちゃんとわかる仕組みが必要だと指摘した経緯があります。

この辺はやはり募集の中でも本部経費の内訳がちゃんと毎月の報告の中でもわかるように、本部経費内訳のような形でわかるようにしないと、とかく本部経費は余ったらみんな本部経費につけてしまえという業者もいます。この辺はちょっと問題と思っているので、対応しましたで済む話ではありません。

アンケートの実施をしてないっていう指摘がいくつかありましたよね。これって仕様書でアンケートを年1回以上やることって書いてある。それをやらないのは契約違反です。

契約違反ですので、ペナルティの話をしなきゃいけない話で、これをやっぱり厳密にやってください。やるのであれば。アンケートが重要だと考えるのであれば、確実にやらせること。もしくはでき

ないのだったら、その代替措置を必ずやらせること。

アンケートが取れなかったら、例えばヒアリングをアンケートに代えてやりますくらいやらないと、何のために、仕様書でアンケートを年 1 回以上やってくださいって書いてあるのかというのは、これは契約ですので、契約履行しないというのは契約不履行になりますので、普通であれば違約金で不履行分は減額しなきゃいけないぐらいの大きい話です。もしアンケートを重要視しないのであれば、それはそれで構いません。

その場合は、アンケートの代替措置を求めるっていうことをちゃんと行政側がモニタリングの中でヒアリングしても構いませんので、その辺の工夫をすることだと思います。それがいくつかありましたっていうのが 1 点。

それから、施設の中で共同でやっているところは幾つもありますよね。建物の中で、複数の事業の指定管理を別々の事業者がやっているところがあります。この辺ってすごく難しいと思います。同じ建物の中でいろんな事業者が入って、別々の事業をやってそれを連携させるってすごく難しいですね。

そうすると、そこはちょっと将来的には指定管理の工夫というか、例えばその建物の中に入っている指定管理の中のどこかの指定管理事業者はその建物の幹事会社なってもらいますというような事業を 1 つ加えるとか。

要するに、バラバラで指定管理すると仕様書がバラバラの事業になっているから、バラバラの方向を向いて仕事しているのです。

ところが建物が一緒だと、総管理っていう観点が抜けてしまって、その総管理する会社ってどこでもない、では行政がやるのですかとなくて、そこもバラバラですから指示できないという話になってしまうので。

ただその場合は、例えば指定管理幹事会社を決める契約を最初から入れておいて、メインになる会社には、同じ時期の契約で指定管理をうまくやらなきゃいけない工夫は必要ですが、もう幹事会社にある程度調整役をやってもらって、例えば老朽化に対する修繕だとか、共通事項があると思いますので、そういうところにやってもらうことができるかなと思いました。

それが気が付いたところです。

それから、全体的に各事業者は結構自主事業等で工夫をされていると見受けられます。したがって、C 評価の駄目だという事業者の評価がなかったという結果になると思うのですが、やはり山本副委員長が指摘したように、B がいいっていうものではないと思っています。

当然茅ヶ崎市がお任せする指定管理者は全部 A になる指定管理だから、茅ヶ崎市だって言われてほしいのです。そうすると茅ヶ崎市の指定管理をとったら、じゃあうちもやってよと繋がってくるはずです。

だから、その水準を高める工夫、これは担当課ではなかなかできないので、行政改革推進課でまとめてあげて、こういう工夫はどうですかと言ってあげて、水準を高めるバックアップをすることが

必要だと思ったところです。

○小山委員

同じような意見で申し訳ないですけれども、評価についてそれぞれの基準というのは異なりますが、今まで3名の委員の方が評価についていろいろ発言されたのはもったなことだと思います。

評価者が若干異なるという意味では、最低限やってほしいのは、C評価、D評価は幸いなことになかったのでもいいですが、C評価がついているところが幾つかあります。

そのC評価については明らかに課題を含むという認識での結果ですから、そのことについてどのように今後取り組むのかっていうことは、必ず入れてほしいなという気はしております。

ぜひその点は各課にお伝えいただくようによろしくをお願いします。

○中村委員長

本日の意見等については指定管理者に適切に伝達していただければと思います。

来年指定管理を募集するところ以外は大ざっぱになってしまいましたが、要はそれぞれの所管課とよく相談しなさいという話ですよ。基本的には定期的なモニタリングだけでなく、やっぱり意思疎通がすごく大事なので、B評価では満足しないで、Aじゃなければ茅ヶ崎市としては困るという指導を所管課の方にはしてほしいと思います。

いわゆる数値目標を達成すれば、それがもうBになるというわけではないと思いますので、やはりプラスアルファの部分はどうやっていくかが大事だと思いますので、お願いしたいと思います。

総括評価票については、本日の内容を踏まえて、修正を要する箇所の対応をお願いいただいて、委員の皆様から意見についても刷新する際には確認をお願いします。

負担かけますけどいっぱいあったので、案ができれば私と委員の皆さんに送っていただいて、最終的にはまとめたと思います。これは最終的に公開されますよね。

我々は責任があると思っていますので。そういった意味では辛口も言いましたけれども、やっぱり委員としてこの4人結構すごいので、多分私が見た中でもすごい活発な委員なので、すみませんが公表する際には、もしクレーム等あったら言っていただければ、ちゃんと対応します。頑張って評価してきたつもりでありますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして議題1は終了とさせていただきます。

最後、事務局からご連絡等ありますでしょうか。

○千葉主査

ご意見ありがとうございました。

では最後に事務局より今後の予定について、ご説明させていただきます。先日募集要項をご審議いただきました市民活動サポートセンター及び老人福祉センターの指定管理者の説明会への

参加者が合計で 3 者となりましたので、応募事業者がそれぞれ 3 者以下である場合となりまして、書類審査は行わず、10 月 9 日に面接審査を開催させていただきたいと考えております。

開催時間につきましては、また応募状況によって変動しますので、提出書類締切後、9 月の中旬以降にまたご連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、資料の確認など含めまして、大変ありがとうございました。

事務局からは以上となります。

○中村委員長

では、時間はまた調節をお願いします。委員の皆様からその他に何かございますでしょうか。

なければ以上をもちまして、令和7年度第4階茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を終了いたします。本当に今日は貴重なモニタリングになったと思います。私が見た中で、これだけモニタリングで議論することは珍しいです。下手するとモニタリングは委員会を呼ばないで終わることもいっぱいあります。

その分所管課には負担をおかけしますが、やはりこういう良い指定管理者制度になるように頑張っていますのでお願いします。

本日はどうもありがとうございました。